(ii) 当該漁船の旗国の排他的経済水域又は当該国が排他的経済水域を設定していない場合には、当該国の領海に接続する水域であって、当該国が国際法に従って決定し、かつ、当該国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないものにおいてのみ、運航すること。

(iii) 他国の管轄の下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従った関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ、当該他国又は当該関係国が決定する限度内及び条件の下において、運航すること。

(c) 主管庁が、この(3)の規定に基づく免除が与えられる条件を事務局長に通報すること。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を認める主管庁は、安全性の水準が十分に維持されることを確認するために必要な範囲内で細目を機関に通報するものとし、機関は、締約国が了知するよう、締約国に対し当該細目を回章に付する。

第六規則から第十一規則までを削り、第五規則の次に次の新たな第六規則から第十七規則までを加える。

第六規則　検査

(1) 漁船の検査は、この附属書の規則の実施及びその適用の免除に関する限りにおいて、主管庁の職員が行う。もっとも、主管庁は、検査のために指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

(2) (1)の規定により検査を実施する検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

(a) 漁船の修繕を要求すること。

(b) 寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限の責任の範囲及び条件について機関に通報する。

(3) 指名された検査員又は認定された団体は、漁船若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める場合又は漁船若しくはその設備の状態が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに適していないと認める場合には、是正措置がとられることを直ちに確保するものとし、正式に主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、当該証書を回収すべきであり、また、速やかに主管庁に通報する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、寄港国の適当な当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の適当な当局に通報した場合には、当該寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この規則の規定に基づく義務の履行に必要な援助を与える。当該寄港国の政府は、当該漁船が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該漁船が航行しないことを確保する。

(4) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

第七規則　救命設備その他の設備の検査

(1) (2)(a)に定める救命設備その他の設備は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。当該定期的検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

(d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとするとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、次章から第八章まで及び第十章の規定が適用される消防設備、救命設備（無線設備を除く。）、船舶搭載航行設備、水先人輸送設備その他の設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則（適用がある場合）に定める要件に適合することを確保するため、当該検査を受ける。

(b) 更新検査及び定期的検査については、(a)の設備がこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める関係要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(c) 年次検査については、(a)の設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらの設備についての一般的な検査を行う。

(3) (1)(c)及び(d)に定める定期的検査及び年次検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

第八規則　無線設備の検査

(1) 第七章及び第九章の規定が適用される漁船の無線設備（救命設備において使用するものを含む。）は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査又は当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

(d) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとするとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。

(b) 更新検査及び定期的検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(3) (1)(c)に定める定期的検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。